

28 建第 82 号
平成 28 年 5 月 18 日

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 会長
公益社団法人愛媛県建築士会 会長 } 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計技術者の育成等について

平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。

このうち、設備設計及び当該設備設計に係る工事監理（以下「設備設計等」という。）については、平成 27 年 3 月 31 日付け 26 建第 2634 号にて、設備設計等の業務の適正化及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の遵守をお願いしたところですが、その後の設備設計図書の作成業務に関する調査等で、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。

そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、下請事業者が設計図書の一部を作成する場合、元請となる建築士事務所の建築士は、その者の責任において設計図書の作成業務を行わなければならないため、設備設計について下請事業者が指示を行い、設計図書の内容を把握し、確認する必要があります。

その確実な実施のため、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合は、その業務内容を明確にして、契約書等の書面で記録し、保存するとともに、打合せ、協議時の記録簿等の整備をお願いしております。

また、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となるため、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、不適切な「設計」を行わないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、貴団体における建築設備の設計に関する講習会の実施等により、

自ら設備設計図書を作成する建築士の計画的な育成及び確保並びに会員が開設者である各建築士事務所における設備設計技術者の雇用に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

28 建第 82 号
平成 28 年 5 月 18 日

公益社団法人日本建築家協会
四国支部愛媛地域会 会長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計技術者の育成等について

平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。

また、当課が行った建築士事務所への立入検査における設備設計図書の作成業務に関する調査等において、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。

そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、下請事業者が設計図書の一部を作成する場合、元請となる建築士事務所の建築士は、その者の責任において設計図書の作成業務を行わなければならないため、設備設計について下請事業者に指示を行い、設計図書の内容を把握し、確認する必要があります。

その確実な実施のため、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合は、その業務内容を明確にして、契約書等の書面で記録し、保存するとともに、打合せ、協議時の記録簿等の整備をお願いしております。

また、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となるため、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、不適切な「設計」を行わないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、貴団体における建築設備の設計に関する講習会の実施等により、自ら設備設計図書を作成する建築士の計画的な育成及び確保並びに会員が開設者

である各建築士事務所における設備設計技術者の雇用に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

28 土第 155 号
28 建第 82 号
平成 28 年 5 月 18 日

一般社団法人愛媛県建設業協会 会長
一般社団法人愛媛県中小建築業協会 会長 } 様

愛媛県土木部土木管理局土木管理課長

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計技術者の育成等について

平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、貴団体には、建築士事務所を開設し、兼業で建築士事務所としての業務を行う会員もおられますが、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。

また、当課が行った建築士事務所への立入検査における設備設計図書の作成業務に関する調査等において、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。

そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、下請事業者が設計図書の一部を作成する場合、元請となる建築士事務所の建築士は、その者の責任において設計図書の作成業務を行わなければならないため、設備設計について下請事業者が指示を行い、設計図書の内容を把握し、確認する必要があります。

その確実な実施のため、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合は、その業務内容を明確にして、契約書等の書面で記録し、保存するとともに、打合せ、協議時の記録簿等の整備をお願いしております。

また、無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となり、建築士の免許を有しない者及び無登録事業者による「設計」は、建築士法違反として刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となるため、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、建築士事務所を開設している場合は、不適切な「設計」行為に関与しないように、建築士事務所を開設していない場合は、建

築工事の請負を行う業務の一環として「設計」を行うことのないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、関係団体と連携し、建築設備の設計に関する講習会の実施等により、自ら設備設計図書を作成する建築士の計画的な育成及び確保に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

28 土第 155 号
28 建第 82 号
平成 28 年 5 月 18 日

一般社団法人愛媛県電設業協会 会長
一般社団法人愛媛県空調衛生設備業協会 会長
愛媛県管工事協同組合連合会 会長

】 様

愛媛県土木部土木管理局土木管理課長

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計者の育成等について

平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。

また、当課が行った建築士事務所への立入検査における設備設計図書の作成業務に関する調査等において、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。

そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、元請となる建築士事務所の建築士が無登録の下請事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となり、一方で、建築士の資格を有しない者及び無登録事業者による「設計」は、建築士法違反として刑罰（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります。

建築設備の設計は建築物の設計の一部であり、業として「設計」を行う場合は、建築士法に基づき建築士事務所を開設する必要がありますので、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、建築士事務所を開設していない場合は、建築工事の請負を行う業務の一環として「設計」を行ったり、建築士事務所の下請として不適切な「設計」行為に関与することのないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、関係団体と連携し、建築設備の設計に関する講習会の実施等により、自ら設備設計図書を作成する建築士や、設備設計に関して建築士が意見を聴く建築設備士の計画的な育成及び確保に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326

愛媛県設備設計事務所協会 会長 様

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課長

建築士法に基づく「設計」の適正化及び設備設計者の育成等について

平素より、本県の建築・住宅行政に御協力いただきありがとうございます。

さて、県内の建築士事務所には比較的小規模な事務所が多く、建築主から委託を受けた設計又は工事監理の業務を他の建築士事務所又は建築関連事業者に行わせるケースが多くなっています。

このうち、設備設計及び当該設備設計に係る工事監理（以下「設備設計等」という。）については、平成 27 年 3 月 31 日付け 26 建第 2634 号にて、設備設計等の業務の適正化及び建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の遵守をお願いしたところですが、その後の設備設計図書の作成業務に関する調査等で、一部の建築士事務所では無登録事業者が設計図書の一部を作成させる場合に改善すべき事項があることが判明し、また、県内の設備設計及びその補助業務に従事する技術者の高齢化と若年技術者不足の実態があることも明らかになりました。

そこで、建築士法の適正な運用等のため、次のとおり貴団体の会員に周知していただくとともに、貴団体の御協力をお願いいたします。

記

1 建築士法に基づく「設計」の適正化

建築士法の「設計」の取扱いは【別紙】のとおりであり、元請となる建築士事務所の建築士が無登録の下請事業者が設計図書の一部を作成させる場合に、適切な指示や指導監督等を怠り、設計図書に記名押印する行為は、建築士法に基づく懲戒・監督処分の対象となり、一方で、建築士の資格を有しない者及び無登録事業者による「設計」は、建築士法違反として刑罰（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）の対象となります。

建築設備の設計は建築物の設計の一部であり、業として「設計」を行う場合は、建築士法に基づき建築士事務所を開設する必要がありますので、会員及び関係者は、建築士法を遵守し、建築士事務所を開設していない場合は、建築工事の請負を行う業務の一環として「設計」を行ったり、建築士事務所の下請として不適切な「設計」行為に関与することのないようにしてください。

2 設備設計技術者の育成等

設備設計は建築において非常に重要ですが、県内では深刻な若年技術者不足となっていることから、関係団体と連携し、建築設備の設計に関する講習会の実施等により、自ら設備設計図書を作成する建築士や、設備設計において建築士が意見を聴

く建築設備士の計画的な育成及び確保に努めていただきますようお願いいたします。

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 宅地建物指導係
TEL 089-912-2758 FAX 089-941-0326